

## 複合型公共施設における生涯学習機能について

### 1. 京田辺市の公民館の現状と課題

#### 1) 公民館の施設配置

本市には、中央公民館 1、分館公民館 4 2 の施設があります。

これら公民館は、社会教育法に規定される施設で、「京田辺市立公民館の設置及び管理に関する条例」で設置・運営されています。

中央公民館は、市が運営しています。各種講座・教室を開催し、令和 5 年度は延べ 1,805 人が参加しました。(20 講座 154 回) その他、各種サークル活動の円滑な実施支援、貸館業務を行っています。

分館公民館は、地区ごとに設置される小規模施設で、管理経費の一部を市が支出し、運営は各区・自治会で行っています。分館長 1 名を配置することとなっていますが、常駐の職員がいないところがほとんどです。その活動はまちづくりにかかわる集会や会議、そして文化活動なども行われています。

【参考】公民館は、社会教育法において以下のように定義されています。

#### 社会教育法（抜粋）

##### （目的）

第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### （公民館の事業）

第 22 条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

#### 中央公民館

No.	名称	所在地
1	京田辺市立中央公民館	京田辺市田辺丸山 214

#### 分館公民館

No.	名 称	所 在 地
1	田辺公民館	田辺沓脱 14

2	薪公民館	薪東沢 1
3	興戸公民館	興戸東垣内 81-2/81-5
4	河原公民館	河原里ノ内 27-1
5	松井公民館	松井里ヶ市 63-6
6	西八公民館	大住八小路 1-1
7	東林公民館	大住東村 16-1
8	岡村公民館	大住北角 38-1
9	三野公民館	大住三野 10-3
10	健康村公民館	大住関屋 15-4
11	東田辺公民館	東古森 21-2
12	草内公民館	草内南垣内 25
13	飯岡公民館	飯岡東原 44
14	高木公民館	三山木野神 19-1
15	二又公民館	三山木中央六丁目 5-2
16	山本公民館	三山木塔ノ島 16-1
17	出垣内公民館	三山木北垣内 15
18	南山西公民館	三山木南山 8-1
19	江津公民館	宮津佐牙垣内 99-1
20	宮ノ口公民館	宮津白山 4
21	水取公民館	水取地蔵講 32
22	天王公民館	天王下垣内 48
23	打田公民館	打田宮本 4-1
24	高船公民館	高船里 57
25	新興戸公民館	興戸北落延 2-10
26	新田辺東住宅公民館	河原平田 13-74
27	一休ヶ丘公民館	田辺狐川 122
28	松井ヶ丘公民館	松井ヶ丘三丁目 10-2
29	多々羅公民館	多々羅住建寺 12-3
30	健康ヶ丘公民館	大住仲ノ谷 12-8
31	同志社住宅地公民館	三山木七瀬川 3-53
32	大住ヶ丘第1公民館	大住ヶ丘三丁目 3-16
33	新田辺西住宅公民館	河原平田 23-9
34	大住ヶ丘第2公民館	大住ヶ丘四丁目 23-1
35	花住坂公民館	花住坂一丁目 44

36	普賢寺公民館	普賢寺御所ノ内 8-3
37	山手東公民館	山手東一丁目 14-2
38	山手南公民館	山手南四丁目 11-1
39	山崎公民館	三山木山崎 48-1
40	山手西公民館	山手西二丁目 12-4
41	同志社山手北公民館	同志社山手一丁目 145
42	同志社山手南公民館	同志社山手二丁目 109

## 2) 中央公民館の施設内容と利用状況

中央公民館は、450名収容(平土間時)の大ホールを備えた中核施設で、その他に研修室や調理室、和室などもあり、様々な活動が行われています。

しかし昭和49(1974)年に建設されたもので、老朽化が進行しています。

また2階建てですが、エレベーターが設置されておらず、バリアフリー対応は十分とは言えません。こうしたことから、複合型公共施設に移転整備することとされています。

### 概要

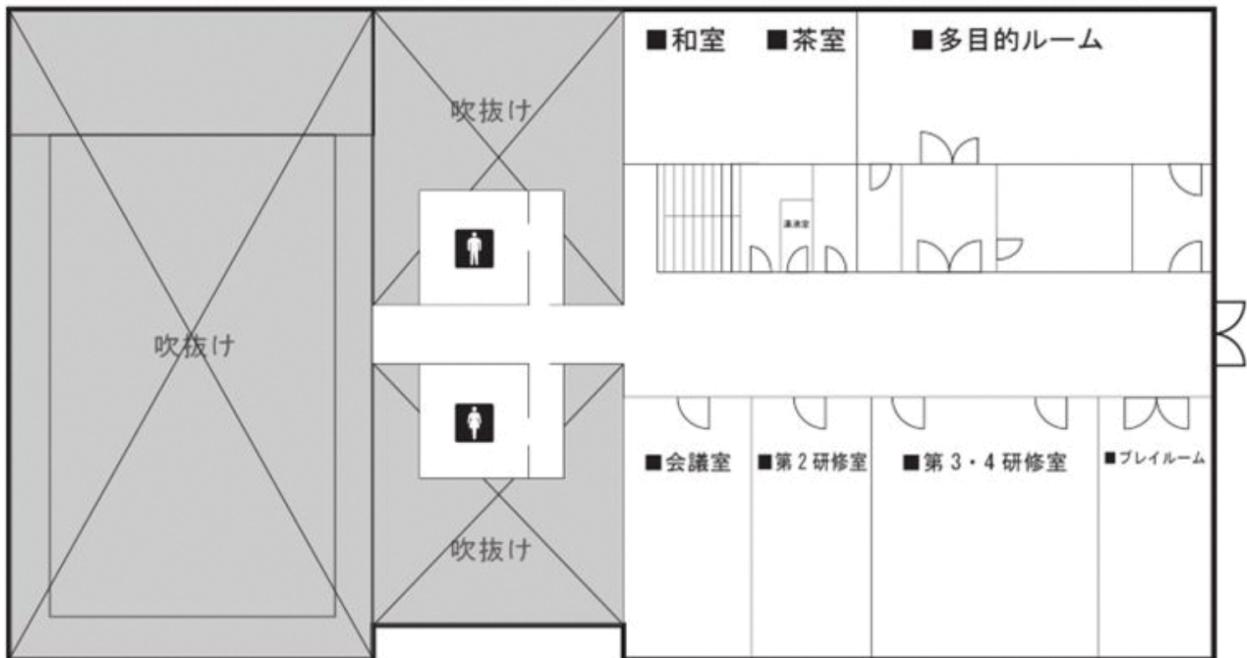
施設概要	職員数(令和6年度)	利用状況
建築年 昭和49年	館長(兼務) 1	令和元年度 47,970人
建設費 3億円	正職 1	令和2年度 21,243人
構造 RC 2階建	再任用 1	令和3年度 26,943人
敷地 約 7,000 m <sup>2</sup>	会計年度任用職員 2	令和4年度 35,700人
延床面積 2,160 m <sup>2</sup>		令和5年度 36,901人

### 施設内容

#### 【1階平面図】



【2階平面図】



諸室面積表

1 階	第1研修室	90 m <sup>2</sup>	収容人数 60名。水道設備を備えている。
	調理室	144 m <sup>2</sup>	40名の料理実習が可能。
	大ホール (舞台除く)	324 m <sup>2</sup>	収容人数 450名。講演、映画、研修等多目的に利用可能。
	ロビ一	90 m <sup>2</sup>	利用者の交流と憩いの場等に利用可能。
	展示室	90 m <sup>2</sup>	郷土資料を展示。
	キッズルーム	45 m <sup>2</sup>	授乳やおむつ替えに利用可能。研修や講座等の開催時に、幼児等の保育ができる。
	事務室	90 m <sup>2</sup>	
	電気室	45 m <sup>2</sup>	
	1階計	918 m <sup>2</sup>	
2 階	会議室	45 m <sup>2</sup>	収容人数 16名。
	第2研修室	45 m <sup>2</sup>	収容人数 24名。
	第3・4研修室	90 m <sup>2</sup>	収容人数 60名。スクリーンを備えている。暗幕が使用可能。
	和室	90 m <sup>2</sup>	24畳の和室と、6畳の茶室。
	多目的ルーム	135 m <sup>2</sup>	収容人数 90名。
	プレイルーム	45 m <sup>2</sup>	18畳の和室で、研修や講座等の開催時に、幼児等の保育ができるように、おもちゃ等を備えている。
	2階計	450 m <sup>2</sup>	

## 稼働率の推移

室 名	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
第1研修室	45.9%	35.0%	38.9%	57.7%	52.6%
調理室	28.8%	8.8%	7.9%	23.5%	20.8%
大ホール	45.1%	35.0%	37.8%	51.5%	49.8%
会議室	43.4%	23.2%	20.6%	41.2%	41.8%
第2研修室	38.5%	29.1%	26.1%	41.8%	44.6%
第3・4研修室	38.1%	30.7%	30.0%	47.8%	45.0%
和室	17.0%	12.8%	13.5%	22.9%	19.1%
多目的ルーム	54.9%	43.0%	39.5%	53.5%	54.5%
プレイルーム	17.9%	13.0%	12.2%	24.6%	30.7%
合計	36.6%	25.6%	24.7%	40.5%	39.8%

## 3) 中央公民館の課題 (複合型公共施設基本構想抜粋を含む)

本市の生涯学習施設の中核施設である中央公民館は、昭和49(1974)年度に建設され、築後50年を経過しており、老朽化が進行しています。また、社会教育法に基づく利用上の制約や持続的な文化活動をする上で、運営面等に対して次のような現状と意見があります。

- ・施設や設備の老朽化が進んでいる。
- ・エレベーターが設置されておらず、バリアフリー上の課題がある。
- ・作品展示のスペースがない。
- ・サークル活動のための貸館としての利用が多く、利用者が固定化されている。
- ・利用者の年齢層に偏りがある。高齢者が多く、若年層が少ない。
- ・市民が受講できる講座は市主催の講座が主となっている。
- ・市主催の講座は初心者向けであり、ステップアップのための講座はない。ステップアップのためには、中央公民館登録サークルへの入会が必要となる。
- ・社会教育法に基づく施設であるため、原則として有料での講座等の開催は認められていない。
- ・原則として社会教育団体に対し使用許可をしており、個人的な利用ができないなどの制約がある。
- ・公民館の事業等を広く市民に周知できていない。
- ・学習者の相談に応じ、学習活動の支援を行う体制が不十分である。
- ・公民館講座で学んだ成果を市民が地域課題等の解決へ還元できる仕組みが不十分である。

## 4) 分館公民館の課題

- ・利用者が減少、固定化し、稼働率が低い。
- ・自治会の役員会等、限られた用途でしか利用していない。
- ・使用料収入が少なく、維持管理が難しい。

- ・習い事、葬儀等、集会所的な使い方も見受けられる。
- ・実際に社会教育事業があまり行われていない。
- ・常駐の職員がいない。

5) もっぱら営利を目的とした事業に該当するか、疑義が生じたケース

- ・地場産野菜を販売するマルシェを開催する。
- ・国際交流事業で招いた外国人達が、収益のために自国の物品を販売する。
- ・講師が著作物やCD、作品等を販売する。
- ・講師が無料でイベントを開催し、自身の教室を紹介する。
- ・会社が、京田辺市民を対象に説明会を開催する。
- ・参加費を集めてコンサートや映画会を開催する。
- ・市民向けイベントの開催スタッフの昼食弁当を業者が販売する。
- ・講師が、地域の子どもたちのためにそろばん教室を開催する。

【参考】公民館は、社会教育法において以下のような規定があります。

社会教育法（抜粋）

（公民館の運営方針）

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

## 2. 公民館の変遷

公民館は、戦後間もない昭和21（1946）年、荒れ果てた郷土を復興し、民主主義の根付いた社会をつくっていくために生み出されたものです。

公民館の構想を作ったのは、当時文部省社会教育課長だった寺中作雄氏で、公民館の設置を進めるアイデアは「寺中構想」と呼ばれています。

この構想に基づいて文部次官通牒「公民館設置運営について」が出され、公民館は全国に設置されていきます。初期の公民館の中には施設を持たない「青空公民館」もありました。

昭和24（1949）年の社会教育法の制定によって、公民館が法律に定められることになり、これを契機に全国各地で公民館の条例が制定され、設置数が飛躍的に伸び、都市部の公民館も拡がっていきました。

1960年代に入ると、農村の過疎化や都市の人口急増による都市問題の発生などを背景として、こうした課題を解決する力を人々が身につける場として公民館への期待が高まり、「教育機関としての公民館」としての性格が強められていきます。

1970年代に入ると近代的な公民館の施設整備が進み、多くの人々から公民館で学ぶことへの期待が高まり、住民の求める施設づくりや住民参画による公民館実践などが発展していきました。

1980年代には「生涯学習」の重要性が叫ばれるようになりました、公民館は生涯学習のための中心的な施設としての期待が寄せられるようになりました。

2000年代に入ると、公民館が地域の中で、生涯学習の拠点施設として位置づけられる一方で、「行政改革」や「官から民」の規制緩和といった全国的な流れを受けて、公民館の指定管理者制度導入や民間委託、市長部局への移管、市民センター化などが一部進んでいます。

平成24（2012）年度には、全国市長会から国に対し、「現行の公民館の運営における営利活動に係る規定の枠付けを撤廃することにより、市の公民館の有効活用が図られるとともに、文化芸術活動の振興を図ることができる。」という提案（「さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」について【提案】」（平成24年7月24日））が提出され、文科省からは、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営されるため、「社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について（依頼）」を通知されています。

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課の令和5年12月14日付け事務連絡「社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について（依頼）」より抜粋

#### 公民館で実施し得る事業の具体的な事例

##### ① 公民館が主体で行うもの

- ・公民館講座において講座の維持・継続に必要な受講料を徴収する。
- ・公民館講座実施後に受講生の教養の向上のために講師の著作物の販売を行う。
- ・公民館講座の一環として、講座内で創作した物品の販売を行う。
- ・映画館のない地域において、地域住民の教養の向上のために映画を上映するにあたり、相応の入場料を徴収する。
- ・高齢化が進む状況を踏まえて、葬儀場を経営する企業に、終活のアドバイスとなる講座の開催を依頼する。
- ・地域住民のレクリエーションとして著名人等のコンサートやイベントを開催し、その際にグッズの販売を認める。

##### ② 公民館以外が主体となって行うもの

- ・イベントを行う際、キッチンカー等に飲食物の販売を認める。
- ・地域の学校、認定こども園、保育所等が実施するフリーマーケットについて、循環型社会の推進や地域住民の交流に寄与するものと判断し、公民館の貸し出しを認める。
- ・大人数が集まれる会場がない地域において、地域にある学校の行事や民間会社等の会議に公民館の貸し出しを認める。
- ・金融機関が少ない地域において、住民の利便性に寄与するため、公民館内にATMや金融機関の支店の設置を認める。
- ・いわゆる買物弱者を支援するため、公民館内にスーパーマーケットの出店を認める。
- ・地域住民の就労支援のため、企業による面接会場として公民館の貸し出しを認める。
- ・地域の伝統行事の一環としてのお菓子の販売を、伝行事存続のため、公民館での販売を認める。
- ・地域特有の農作物の認知度を向上させるために、地域特有の農作物を取り扱ったマルシ

エの開催を認める。

- ・本場のクラシック音楽になかなか触れることが難しい地域において、地域住民の文化的教養の向上に資することから有償の入場料でのクラシックコンサートの開催を認める。
- ・ダンス教室や塾に通うことが難しい地域において、地域の子どもの体力や学力向上のため、月謝制の子ども向けダンス教室や塾の開催を認める。
- ・法第 20 条で規定する公民館の目的に資するとして実施を認めた営利事業における事業所の名称について、立地を表すものとして〇〇公民館店や〇〇公民館校など、公民館名の利用を認める。
- ・理容室や美容室が少ない地域において、地域住民の公衆衛生の向上の観点から、定期的に理容室や美容室に公民館の貸し出しを認める。
- ・入札等の公正な方法により施設命名権（ネーミングライツ）を売却する。

※制約を見直すことにより使用の可能性が見込まれるもの例

- ・営利企業等による各種講座、資格取得講座・試験など
- ・市民団体等の主催事業によるチケット販売や物販、受講料等の徴収
- ・地元企業、産業関係団体による特産品等の P R 事業
- ・フィランソロフィー（企業メセナ等も含む）など営利企業等による社会貢献活動
- ・コミュニティビジネスへの支援（スタートアップ講座など）

### 3. 「公民館」としての位置づけの見直し

(複合型公共施設基本構想抜粋を含む)

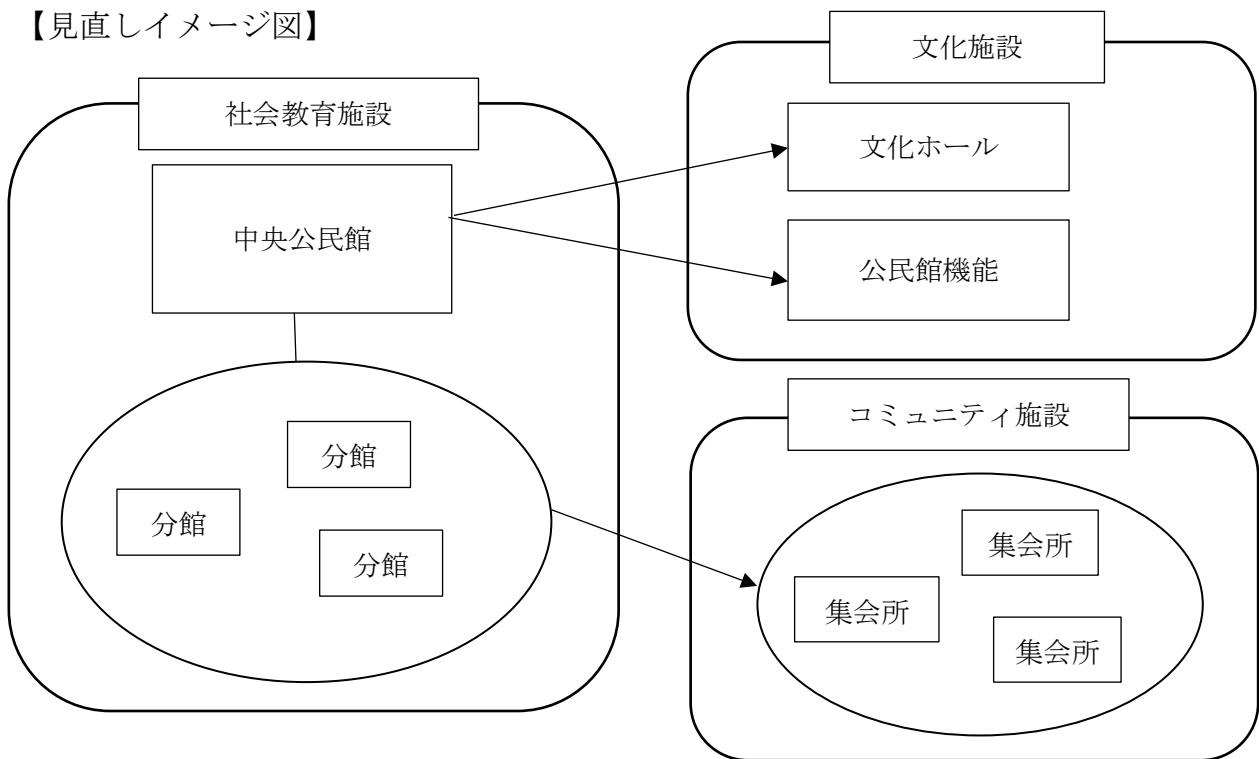
#### 1) 公民館としての位置づけの見直し

公民館については、社会教育の拠点として重要な施設ですが、「公民館」であるがゆえに社会教育法（第 23 条）における一定の制約により、市民の幅広い利用ニーズに応えられない場合もあることから、新たな施設においては、市民の主体的な学びや生涯学習活動への支援、市民活動やまちづくりの諸課題に対するための活動など、多様なニーズに対応していくため、中央公民館及び地域の分館公民館を幅広い視点で生涯学習を推進する場に転換するよう、社会教育施設としての位置付けについての見直しも検討することとします。

その上で、社会教育法における地方公共団体としての任務を果たし、公民館の役割を継承する観点から、引き続き市民活動への支援を行うとともに、市が行う社会教育事業についても、新たな機能や施設の融合による効果を活用した一層の充実を図ります。

なお、中央公民館の一時避難所としての役割についても、京田辺市複合型公共施設整備基本構想に示されているとおり、その立地特性を生かした防災機能施設として検討するものとします。

【見直しイメージ図】



中央公民館は、新設される文化ホールと移転・拡充する生涯学習機能を合わせ、京田辺市の中心的な文化施設としていきます。

4 2の分館については、社会教育的機能は保持しつつ、より地域に即した活動を柔軟に行えるように、その位置づけについて、分館公民館からコミュニティ施設(地域の集会所)とした場合も、管理・運営は引き続き地域(区・自治会等)で行われます。

## 2) 施設運営の視点と想定される事業内容

施設運営の視点	想定される事業内容
①地域の文化振興への寄与	文化活動の成果を活かして、文化事業を企画し、実施したいと考える人々や団体の事業実現の支援
	アウトリーチ活動をしたい個人や団体と芸術文化活動の出張サービスを求める団体や施設とのマッチング
②文化活動団体等と連携した文化振興	地域の文化活動団体によるコンサート等のイベントの開催(チケットの販売の可否についても要検討)
	文化活動の成果を活かした教室や講座の開催(受講料の徴収の可否についても要検討)
③文化を通じた賑わいの創出	施設の稼働率の向上のため、貸館だけではなく、コンサート等の主催事業の積極的な開催
	隣接した公園(屋外空間)でのマルシェ等のイベントと文化活動の融合

### 3) 想定されるコンテンツの例

- ・創作活動支援事業（各種団体による公演、発表、展示活動）・文化芸術鑑賞事業（収益事業・興行含む）・京田辺市展・子どものための音楽会・「匠の技」子ども体験学習事業・市立中学校交流祭・郷土芸能まつり・ハートフルフェスタ（人権作品の展示含む）・インクルーシブコンサート・社会教育関係各種講座、研修会など（生涯学習講座、市民大学など）・映画観賞会・子ども映画会・視覚障がい者とつくる美術鑑賞ワークショップ・パブリックビューイング（コンサート・スポーツ観戦）・スキルアップ講座（資格取得支援）・子ども向けワークショップ（キッズ工作、紙芝居、絵本専門士）・子ども広場（ちびっこ広場）・若者広場、若者議会・大学講義・研究体験・職業訓練、キャリア教育講座・家庭教育、親育ち応援学習プログラム・自習者同志の交流による学び合い・子ども食堂・外国人支援による国際交流・施設利用時託児サービス・交流活動支援事業・異業種交流会（ビジネス交流会）・個展・芸術家協会作品展・リサイクル市・物産展・音楽市・二十歳のつどい・アウトドア（BBQ）・星空飲み会・婚活イベント・天体観測

### 4) 必要な機能・設備の例

- ・集会室、研修室（中・小）・キッズ広場・多世代交流エリア、フリースペース
- ・市民交流ラウンジ（コンセント付きカウンター・カフェ）・交流活動室・ワークショップスペース・会議室・展示ギャラリー・市広報スペース・文化ホール（音響室、調光室、映写室）リハーサル室、楽屋ほか含む）・ホワイエ（ギャラリー、ミニコンサート）・多目的スペース（大型スクリーン完備）・音楽スタジオ（ドラム、ピアノ等大型楽器、録音、編集機材）・ダンススタジオ・研修室（複数、和室も含む）・調理実習室・ものづくりスペース（絵画・書道・工作・デジタルアート室など）・マイスター工房（陶芸窯・3Dプリンターなど）・コンサートピアノほか大型楽器各種・インクルーシブ関連設備

